

認定遺伝カウンセラー指導者資格申請の手引

1. 認定遺伝カウンセラー指導者資格の認定を受けようとする方は、指導者資格認定申請に必要な以下の書類を揃えて、事務局宛に申請手続きをしてください。

- (1) 認定遺伝カウンセラー制度指導者 認定申請書 【様式 gc7-1】
(遺伝カウンセラー認定養成課程責任者の署名を含む)
- (2) 指導・学術活動実績 【様式 gc7-2】
遺伝医学に関係した指導（セミナー等）【様式 gc7-2-1】
遺伝医学に関係した学術活動（論文）【様式 gc7-2-2】
遺伝医学に関係した学術活動（発表）【様式 gc7-2-3】
- (3) 所属施設の臨床遺伝専門医推薦状 【様式 gc7-3】 1 通
- (4) 遺伝カウンセラー認定養成課程責任者の推薦状 【様式 gc7-4】 1 通
- (5) 連携可能な臨床遺伝専門医推薦状 【様式 gc7-5】 3 通以上
- (6) 30 症例のリスト 【様式 gc7-6】
- (7) 5 症例の遺伝カウンセリングの要約 【様式 gc7-7】
- (8) 自己チェックシート 【様式 gc7-8】

＜参考＞ 認定遺伝カウンセラー制度規則第 18 条（認定遺伝カウンセラー指導者の認定）に関する細則第 13 条

認定遺伝カウンセラー指導者の認定要件は下記のとおりとする。

- (1) 申請者が遺伝医療に関わった 30 症例のリスト
- (2) 申請者自身が遺伝カウンセリングを行った 5 症例の要約
- (3) 指導・学術活動実績

下記 3 項目から 5 単位以上（各項目単独で 3 単位まで可）。ただし、項目 1) は、1 単位以上を必須とする。

- 1) 遺伝カウンセリング領域の指導 10 件（1 単位）
- 2) 遺伝医学に関係した指導（セミナー等）
 - ・遺伝カウンセリング関連セミナー・遺伝医学に関する講演の講師 1 回（1 単位）
 - ・遺伝カウンセリング関連セミナーのファシリテーター 3 回（1 単位）
- 3) 遺伝医学に関係した学術活動
 - ・遺伝カウンセリング・遺伝医学に関係した筆頭者としての論文 1 編（1 単位）
 - ・遺伝カウンセリング・遺伝医学に関係した共著者としての論文 2 編（1 単位）
 - ・遺伝カウンセリング・遺伝医学関連学会において遺伝医学に関係した主演者としての発表 2 回（1 単位）

2. 認定遺伝カウンセラー指導者資格認定の受付期間

受付は、毎年 11 月 1 日から 1 月 31 日まで（消印有効）です。その他の期間は受付できません。

3. 認定申請にあたっての書類送付先

書類は「指導者資格申請、書類在中」と朱記のうえ、簡易書留または宅急便にて事務局宛にお送りください。提出先は認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局です。

日本人類遺伝学会や日本遺伝カウンセリング学会の各学会事務局へは提出しないようにご注意ください。

＜申請書類の提出先＞

〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル

株式会社 毎日学術フォーラム 内

認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局 行

4. 所属施設を変更した場合の手続き

指導者資格認定は申請者の主たる所属施設限定とします。主たる所属施設を移動した場合は、認定遺伝カウンセラー指導者資格の継続のためには、1 年以内に新たな所属先から認定のための再申請が

必要です。【様式 gc5-e】認定遺伝カウンセラー指導者資格 勤務先変更届を提出してください。再認定がなされない場合は、認定遺伝カウンセラー指導者資格は停止されます。